

令和4年11月2日現在

令和4年9月台風14号被害に対する 宮崎県中小企業融資制度のご案内

経営支援・災害対策貸付（災害対策）

融資対象者	県内における同一事業歴が6か月以上の中小企業者等であって、台風14号により重大な損害を受け、又は台風14号を原因とする休業、操業短縮、交通途絶等に伴う売上高の大幅な減少等の間接的な損害を受けたもので、次のいずれかに該当するものであること。 ① 被害額が <u>100万円</u> (小規模企業者の場合は50万円)以上見込まれること ② 災害後3か月間の売上高等が前年同期比で <u>10%以上</u> 減少することが見込まれること
融資限度額	運転資金 3,000万円 (組合は8,000万円) 設備資金 5,000万円 (組合は8,000万円)
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置12月以内) 設備資金 10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.40%～年1.50%
必要書類	市町村の発行する被災証明書又は県が発行する被害状況認定書

経営支援・災害対策貸付（災害対策(特例)）

融資対象者	県内における同一事業歴が6か月以上の中小企業者等であって、 <u>災害救助法に係る災害(台風14号)</u> により重大な損害を受け、又は当該災害(台風14号)を原因とする休業、操業短縮、交通途絶等に伴う売上高の大幅な減少等の間接的な損害を受けたもので、次のいずれかに該当するものであること。 ① 被害額が <u>200万円</u> (小規模企業者の場合は100万円)以上見込まれること ② 災害後3か月間の売上高等が前年同期比で <u>20%以上</u> 減少することが見込まれること
融資限度額	運転資金 3,000万円 (組合は8,000万円) 設備資金 5,000万円 (組合は8,000万円)
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置12月以内) 設備資金 10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.20%～年0.75% ※経営支援・災害対策貸付(災害対策)の2分の1
必要書類	市町村の発行する被害状況認定書

※令和4年台風14号に伴う災害救助法第2条第2項による災害救助法の適用：県内全ての市町村

※裏面にも記載があります。

セーフティネット・危機関連貸付（4号:突発的災害(自然災害等)）

融資対象者	<p>指定地域内(宮崎県内)において、1年間以上継続して事業を行っており、セーフティネット保証制度4号の認定者であること。</p> <p>【 セーフティネット保証4号要件 】</p> <p>① 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。</p> <p>② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p>
融資限度額	<p>運転資金 3,000万円 (組合は8,000万円)</p> <p>設備資金 5,000万円 (組合は8,000万円)</p>
融資期間	<p>運転資金 7年以内(うち据置12月以内)</p> <p>設備資金 10年以内(うち据置18月以内)</p>
融資利率	年0.80%～年1.30%
保証料率	年0.35% ※注 下記の要件に該当する場合は、年0.175%
必要書類	<p>セーフティネット保証4号認定書</p> <p>※注 下記の要件に該当する場合は、セーフティネット保証4号認定書及び市町村の発行する被害状況認定書</p>

※注 災害救助法が適用され、セーフティネット保証4号の認定を受けたもの、かつ次のいずれかに該当し、市町村の認定を受けたものについては、保証料率が2分の1となる。

- ① 被害額が200万円(小規模企業者の場合は100万円)以上見込まれること。
- ② 災害後3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

経営支援・災害対策貸付(激甚災害対策)

融資対象者	<p>県内における同一事業歴が6か月以上の中小企業者等であって、次の要件を満たすもの。</p> <p>① 激甚災害(局激)指定地域内※に事業所を有すること ※諸塚村、椎葉村</p> <p>② 激甚災害により直接被害を受けていること</p>
融資限度額	<p>運転資金 3,000万円 (組合は8,000万円)</p> <p>設備資金 5,000万円 (組合は8,000万円)</p>
融資期間	<p>運転資金 7年以内(うち据置12月以内)</p> <p>設備資金 10年以内(うち据置18月以内)</p>
融資利率	年0.80%～年1.30%
保証料率	年0%
必要書類	市町村の発行する被災証明書又は罹災証明書等

融資申込期間 : 令和4年11月2日(水)から申込受付開始

問い合わせ先 : 宮崎県 商工政策課 経営金融支援室 (電話:0985-26-7097)